

令和6年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

鏡石町の令和6年度一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

179,812千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

2,237,437千円

【社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

区分	事業名	令和6年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会 福祉	総合社会福祉事業	64,289	361	18,600	0	10,477	34,851
	障害者福祉事業	414,672	306,312	0	0	25,046	83,314
	高齢者福祉事業	58,088	22,831	0	1,868	7,718	25,671
	児童福祉事業	814,531	582,469	0	361	53,555	178,146
	母子福祉・保健事業	34,134	19,631	0	0	3,352	11,151
	小 計	1,385,714	931,604	18,600	2,229	100,148	333,133
社会 保険	介護保険事業	589,653	429,040	0	0	37,123	123,490
	国民健康保険事業	96,184	45,197	0	0	11,785	39,202
	小 計	685,837	474,237	0	0	48,908	162,692
保健 衛生	後期高齢者医療事業	37,493	25,543	0	0	2,762	9,188
	保健衛生事業	26,630	0	0	0	6,155	20,475
	予防対策事業	101,763	7,276	0	0	21,839	72,648
	小 計	165,886	32,819	0	0	30,756	102,311
合 計		2,237,437	1,438,660	18,600	2,229	179,812	598,136

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

【用語解説】

社会保障施策に要する経費: 社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費

社会福祉: 生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめることを目的とした施策に要する経費
事例) 児童福祉、児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉 など

社会保険: 保険的方法によって社会保障を行う制度の総称であり、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度
事例) 国民健康保険、介護保険 など

保健衛生: 国民の健康を保つための施策に要する経費
事例) 医療に係る施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策 など